恒久的な代替水源を確保するための具体的計画

平成28年3月28日提出春日那珂川水道企業団

- 1. はじめに
- 2. 必要な恒久水源水量
- 3. 恒久水源確保策
- 4. 恒久水源確保スケジュール
- 5. 計画の実行体制
- 6. 計画の進捗管理
- 資料1 恒久策一覧
- 資料2 恒久策による水源確保スケジュール
- 資料3 恒久策の進捗状況について

1. はじめに

この度は、当企業団の二級河川那珂川に係る水利使用について、河川法に抵触する使用が認められたとして、平成27年9月17日付27那整第3975号にて同法第77条第1項の規定に基づく是正指示を受けたことにつきまして、貴職をはじめ関係者各位に多大なご迷惑をおかけしておりますことを、深く反省するとともに、心よりお詫び申し上げます。

当企業団では、この是正指示を真摯に受け止め、違反内容の是正措置を講じるための 是正計画書を作成し、平成27年12月25日付27春那企総第866号にて提出し、 翌年1月7日付27那整第6222号にて正式に受理され、本計画書に基づき適正に是 正措置の履行に取り組んでいるところです。

現在、是正措置に伴い必要となる代替水源につきましては、福岡県の調整に基づき、 暫定的かつ緊急避難的に福岡市の支援による原水融通を受けさせていただくとともに、 福岡地区水道企業団構成団体の水融通による同水道企業団からの暫定的な受水増量によ り確保させていただくこととなっております。

しかし、福岡市からの原水融通は最長で平成32年3月31日までの期間限定であるため、それまでの間に、恒久的な代替水源を確保する必要があります。

当企業団では、このような流れの中、この度、恒久的な代替水源を確保するための具体的な計画を作成いたしました。

今後、本計画、貴職及び関係機関の指導、助言並びに第三者調査委員会からの提言に基づき、恒久的な代替水源を遅くとも平成32年3月31日までに確保し、福岡市の支援による原水融通を解消できるよう、企業長を先頭に職員一丸となって全力で取り組んでまいります。

2. 必要な恒久水源水量

当企業団が恒久的に確保しなければならない水源水量は次のとおりです。

(1) 東隈及び埋金浄水場が必要とする最大水量

東隈及び埋金浄水場の計画一日最大取水量(A) 27,750 m/日

(2) これまでに確保している恒久水源水量

那珂川における許可水量(B)7,500㎡/日井尻川における許可水量(C)2,500㎡/日地下水取水量(D)2,400㎡/日合計12,400㎡/日

(3) 恒久的に確保しなければならない水源水量(E)

(A) - ((B) + (C) + (D)) 15, 350 m³/ \exists

3. 恒久水源確保策

2 (3) に示す恒久的に確保しなければならない水源水量につきまして、当企業団では、別紙「資料1 恒久策一覧」のとおり恒久水源を確保するとともに、今後も恒久水源確保に向けた検討を継続して行い、様々な方策により恒久水源を確保するものとします。

4. 恒久水源確保スケジュール

当企業団では、3に示す様々な恒久策を別紙「資料2 恒久策による水源確保スケジュール」のとおり進め、遅くとも平成32年3月31日までに恒久水源を確保するものとします。

なお、これまでの取組状況につきましては、別紙「資料3 恒久策の進捗状況について」をご参照ください。

5. 計画の実行体制

本計画を確実に実行するため、また、第三者調査委員会からの提言に基づき、当企業団では、次のとおり各種体制を強化いたします。

(1)組織の強化

今回の河川法違反行為の是正に対応するため、平成28年1月1日付で、浄水課に 水源対策係を新設し、河川法違反行為の解消に取り組んでまいりました。平成28年 4月からは、水源対策係を水源対策課に昇格させることで、組織を強化し、恒久水源 の確保に取り組んでまいります。

(2) 構成団体(春日市・那珂川町)との連携強化

恒久水源の確保にあたっては、構成団体である春日市及び那珂川町との連携を強化する必要があります。今後、構成団体との連絡調整機関として設けている構成団体連絡会を活用し、構成団体と協力しながら恒久水源の確保に取り組んでまいります。

6. 計画の進捗管理

本計画については、適宜進捗管理を行い、恒久水源を適正に確保してまいります。 具体的には、定期的に企業団内部で各恒久策の進捗状況を確認することはもちろんの こと、福岡県をはじめとする関係機関との協議の場を設け、各恒久策に対する指導、助 言、提案等を受けることで恒久策の進捗管理の徹底を図ってまいります。

また、進捗状況につきましては、適宜、議会、住民及び関係機関との協議の場に対して報告していくことで、恒久策実施の透明化を図ってまいります。なお、法令等に基づく手続きにつきましては、必要に応じて顧問弁護士へ相談する等、コンプライアンスの徹底を図りながら、恒久水源を確保してまいります。

資料1 恒久策一覧

平成28年3月28日

番号	1	2	3	4	5								
水海番別	海ャ	原水											
水源種別	净水	湧水	表流水	湖沼水	深井戸水								
対策名称	受水増量 (福岡地区水道企業団)	トンネル湧水取水	普通河川取水	溜池余剰水取水	深井戸新規開発								
	・五ヶ山ダム完成により、平成30年度から福岡地区水道企業団からの受水が日量1,000㎡増量されるもの。	・九州新幹線筑紫トンネルから湧出している湧水を水源として確保するもの。	・普通河川の表流水を水源として確保するもの。	・溜池の余剰水を水源として確保するもの。	・深井戸を開発し、深井戸水(地下水)を水源として確保するもの。								
目標確保水量 (m3/日)	確保水量:1,000	H30.3まで流況調査を実施し、その結果を踏まえて 正式に確保水量を決定する。	※現在、井尻川から流水占用許可を受けているが、	※目標確保水量については、以前第一候補である溜 池からの取水を検討した際に実施した水源調査結果	と同様の地層をもち、同等の揚水量が見込める深井								
手続き	・とくになし。	・流況調査(現地調査、流量調査、関係湧水使用者への影響調査) ・関係機関との協議 ・関係利水者との協議・同意 ・用地交渉 ・水道事業変更認可協議・申請 ・設計及び工事 ※流水占用許可協議・申請(必要に応じて)	・流況調査(現地調査、流量調査、関係河川使用者への影響調査) ・関係機関との協議 ・関係利水者との協議・同意 ・用地交渉 ・流水占用許可協議・申請 ・水道事業変更認可協議・申請 ・設計及び工事	 ・流況調査(現地調査、流量調査、関係溜池使用者への影響調査) ・関係機関との協議 ・関係利水者との協議・同意 ・用地交渉 ・水道事業変更認可協議・申請 ・設計及び工事 ※流水占用許可協議・申請(必要に応じて) 	 ・調査選定業務 (適地選定、踏査、電気探査等) ・試掘調査業務 ・地元協議及び関係利水者同意 ・用地交渉 ・水道事業変更認可協議・申請 ・設計及び工事 								
目標確保時期	五ヶ山ダム完成後	平成32年3月まで	平成32年3月まで	平成32年3月まで	平成30年3月まで								

資料2 恒久策による水源確保スケジュール

平成28年3月28日

			主な項目	平成27年度 平成28年度										平成29年度							平成30年度					平成31年度			8年3月28日			
番号	水源 種別 回避策名称	目標確保水量 (m³/日)		4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2			2 3	2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2					2 2	3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 1					1 2	3 1	5 6	5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3			1 5	+ F 6 7 9 0 10			2 1 1 2 1 2			
				4 3 6		8 9			2 3	4			9 10 11	12 1		7 4 3			9 10	11 12		3 4	3 0			3 11 12		4 5				
1	浄水 受水増量(福岡地区水道企業団)	1,000	とくになし(五ヶ山ダム完成後に受水増量決定済)																			受	水増量	開始(五	ナ山ダ2	(完成後)						
			流況調査(現地調査、流量調査、関係湧水使用者への影響検討)				-				+					+						→										
	1		関係機関との協議	$\perp \perp \perp$												\Box						→						\perp	\perp		4	
			関係利水者との協議・同意	$\perp \perp \perp$		\perp					\perp	$\perp \perp$				\Box												$\perp \perp$	$\perp \perp$			
			用地交渉(取水施設)	$\perp \perp \perp$							\perp		\perp			\perp													\perp			
2	トンネル湧水取水	8,700	水道事業変更認可協議・申請	+++							\perp	\perp	\perp			\perp														\Rightarrow		
			取水及び導水施設設計業務	+++				\perp			\perp	\perp				++													1	\Rightarrow	\vdash	
			取水ポンプ設備工事	+++				\perp			\perp	\perp				\perp												$\bot\bot$		#	\blacksquare	
			導水管布設工事	+++							1	11				$\perp \perp$														#		
			電気計装設備工事	+++	\perp	\perp		\perp			\perp	\perp				++	\perp									\perp		++		\blacksquare		
			※流水占用許可協議・申請(必要に応じて)	+++		\perp					\perp	\perp				++														\Rightarrow	4	
			流況調査(現地調査、流量調査、関係河川使用者への影響検討)	+++		\perp					++	++				+						→				++		++	++		\vdash	
			関係機関との協議	+++				\perp														→						++	++	+-		
			関係利水者との協議・同意	+++				\perp			+					++												++	++			
			用地交渉(取水施設)	+++							+					+														\perp		
3	普通河川取水		水道事業変更認可協議・申請	+++				\perp			++	+				++	+												+	+	\vdash	
			流水占用許可申請協議・申請	+++	+	+		+			++	++				++	++													\blacksquare	\vdash	
			取水及び導水施設設計業務	+++		-					++	++				++																
			取水ポンプ設備工事	+++				+			++	+				++												++				
			導水管布設工事 	+++								+				++												++				
	原水		電気計装設備工事	+++							\perp					+									++			++	+ 1	+	\vdash	
		2,200	流況調査(現地調査、流量調査、関係溜池使用者への影響検討) 関係機関との協議	+++					<u> </u>		++					+						_				++		++	++	++	\vdash	
				+++																								++	++		\vdash	
			関係利水者との協議・同意 用地交渉 (取水施設)	+++	+	+		+		Ĥ	++	++				++	+									++		++	++	++	\vdash	
			水道事業変更認可協議・申請	+++	+	+		+				++				++	++				Ì								$\pm \pm$			
4	溜池余剰水取水		水道争来发史码 9 协議 • 中間 取水及び導水施設設計業務	+++	++	+		+			++	++				++	++													\pm	\vdash	
			取水ボンブ設備工事	+++				+			+	+				+												++			+	
			以水パンノ放闸工争 導水管布設工事	+++				+			+	+				+												++		\pm	\perp	
			電気計装設備工事	+++								+				+												++	-			
			■ペミスを取開工事※流水占用許可協議・申請(必要に応じて)	+++	+	+		+			++	++				++	++							4	_						\vdash	
	<u> </u>			+++	++	+					++	++	++		<u> </u>	++	++	+							++	++		++	++	++	\vdash	
			調查選定業務(適地選定、踏査、電気探査等)	+++		+1		\rightarrow								+												++	++	++	\vdash	
			では、 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	+++					\blacksquare																			++	++	++-	\vdash	
			型力協議及び関係利が自び回息 用地交渉	+++	++	+		+												+					++	++		++	++	++	\vdash	
			水道事業変更認可協議・申請	+++	++	+		\dashv		++	++	++	++			4		\rightarrow							++	++		++	++	++	\vdash	
5	深井戸新規開発	2,000	小 但 尹 未 久 文 励	+++	++	+		\dashv	\vdash		+	+					++			+	\vdash	-	+		++	++		++	++	++	\vdash	
			マポード マップ	+++	++	+		\dashv	\vdash	++	++	++	++		\vdash							_	+		++	++	++	++	++	++	\vdash	
			取水ポンプ設備工事	+++	++	+		\dashv	\vdash	++	++	+										<u> </u>			+	++	+	++	++	++	\vdash	
			導水管布設工事	+++	++	+		+		++	++	++								_		→			++	++		++	++	++	\vdash	
			電気計装設備工事	+++	++	+		+		++	++	++										_			++	++		++	++	++	\vdash	
	┃ ┃ 目標確保水量	15,400																								1					Щ.	

必要な恒久水源水量

15,350

番号	1	2	3	4	5
田与	1	2	3	4	3
			原	冰	
水源種別	净水		表流水	湖沼水	深井戸水
		男 小	衣派小	加冶小	冰 开户小
 対策名称	受水増量(五ヶ山ダム)	 トンネル湧水取水	 普通河川取水	 溜池余剰水取水	 深井戸新規開発
NI WOUNT	(福岡地区水道企業団)	「プイジン房が収入	自進門川城外	(国)	/未/T/ 初///J/HJ元
	・とくになし。	・湧水の湧出か所(梶原地区及び埋金	・井尻川のある地区の関係者に流況調	・第一候補である溜池の関係利水者に	・既存取水場3か所(西隈、井尻第
		(市ノ瀬))地区の関係者に流況調査	査の説明を行い、調査の実施及び実施	流況調査の説明を行い、調査の実施、	1、埋金)にて試掘調査を実施
		の説明を行い、調査の実施及び実施の	のための水位計設置について了承を得	実施のための水位計設置並びに水路網	(H27.10〜H28.1)。調査の結果、1
		ための水位計設置について了承を得て	て水位計を設置し、調査を開始	及び耕作地調査について了承を得て水	か所(西隈)のみ開発の可能性あり
		順次水位計を設置し、調査を開始		位計を設置し、調査を開始(水路網及	
		(H28.3.10~) 。		び耕作地調査: H28.3.1~、水位計設	
			を決定するとともに、流水占用許可更		であり、開発には不適と判断。
進捗状況			新に向けて関係者及び関係機関との協		
(計画提出時点)		えで、取水及び導水方法等について決			結果を入手のうえ精査するとともに、
		定するとともに、湧水の確保に向けて			電気探査等の事前調査を踏まえて、西
		構成団体と協力して関係者との協議を			隈と同量の揚水が見込める候補地を既
		進めていく。			存取水場及び新規箇所から選定し、確
					保水量を決定していくとともに、構成
					団体と協力して開発の可能性のある地
				協議を進めていく。	区との協議を進めていく。
	・とくになし。	・湧水所有者又は管理者からの同意が	 ・関係利水者からの同意が必要。	 ・溜池利水者からの同意が必要。	・近隣の井戸に影響を与える可能性が
		必要。	 →水源確保の必要性等について、誠実	 →水源確保の必要性等について、誠実	·
		 →水源確保の必要性等について、誠実	 に説明及び対応し、同意を得る。	 に説明及び対応し、同意を得る。	 →周辺への影響調査を行うとともに、
		に説明及び対応し、同意を得る。			井戸枯れが発生した場合には、補償対
					応する。
		・取水方法によっては流水占用許可申			
		請が必要になる可能性がある。			・地元からの同意が必要。
課題及び解決策		→取水及び導水方法等について比較検			→水源確保の必要性等について、誠実
		討の結果、必要な場合は適切に河川管			に説明及び対応し、同意を得る。
		理者と協議を行い対応していく。			
					・試掘結果によっては、必要水量を確
					保できない可能性がある。
					→試掘箇所を増やして対応するととも
					に、電気探査等により調査精度を上げ
					る。